

審議

審議事項 1 令和 10 年（2028 年）役員改選について

令和 7 年 8 月 31 日
（三役）

・事業名 令和 10 年（2028 年）役員改選について

・事業目的 昭和 48 年（1973 年）の同窓会設立後、38 年 9 ヶ月の間、初代 浅野真実さんが同窓会長を務め、任期途中での退任。第 2 代として副会長であった堀越直機さんが残任期間の 1 年 3 ヶ月を引き継ぎ、平成 24 年（2012 年）に第 3 代として、中村正孝さんが就任し現在に至る。第 3 代同窓会長の選考にあたっては、特別委員会が設置され、選出された。

当会は設置から 50 年を迎え、会員数も 4 万人を超えることとなり、公平で持続可能な活動を実施するため、令和 10 年（2028 年）の役員改選に向け、新たに「会長選任規程（仮称）」を設けることを提案するもの。

・内 容 現在、理事と常任理事の選任方法について規定されている同窓会役員選任規程「第 2 章 役員の選任」に、新たに会長の選任方法について規定。詳細にあつては、「同窓会会長選任規程（仮称）」のようなものを規定する。

・スケジュール

令和 10 年（2028 年）3 月末の任期満了時に向け、規定整備を実施する場合

年	月	内容等
令和 7 年（2025 年）	4 月	第 1 回常任理事会 規則制定説明・承認
	5 月	第 1 回理事会 規則制定説明
	8 月	第 2 回理事会 規則制定説明・審議
	10 月	第 52 回定時総会報告
令和 8 年（2026 年）	3 月	会長意思確認
	5 月	第 1 回理事会 審議（Cheer 掲載準備・会長選告知）
	秋頃	会長候補決定（役員として活動に参加【約 1 年半】）
令和 9 年（2027 年）	3 月末	理事継続意思確認
	夏頃	新体制（案）決定
	8 月	第 2 回常任理事会 審議・承認
	9 月	第 2 回理事会 審議・承認
	10 月	第 53 回定時総会報告（新体制）
令和 10 年（2028 年）	2 月	予算編成（新体制）
任期満了	4 月	新役員体制

・資料一覧

（資料 01）役員選任規程 新旧対照表（令和 7 年 4 月 13 日開催の常任理事会で可決済）

（資料 02）会長選任規程（案）

（資料 03）会長選任規程（様式一覧）（案）

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会役員選任規程 新旧対照表

現行	改正案	備考欄
第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会会則（以下、「会則」という。）第3章に定める役員の具体的な選任方法について定めるものである。 (選任の原則) 第2条 同窓会運営の基幹を担うことに鑑み、その選任に当たっては、私情にとらわれることなく、同窓会及び母校の発展にとって最も相応しい者が民主的に選任されるよう努めなければならない。 2 役員の選任に当たっては、ダイバーシティ(多様性)の観点から偏りが生じないように努めなければならない。 第2章 役員の選任 (理事) 第3条 理事候補は原則、各年次の卒業生のうちから、男女の区別なく1名ないし2名を選出し、常任理事会に推薦し、理事会において決議し選任する。 2 地域支部の意見を反映させるため、各支部の前支部長1名を理事候補として選出する。ただし、本人が辞退した場合、その枠は欠員とする。なお、初代支部長が就任中の支部にあつては、各支部において支部役員の中から指名した者を理事候補として選出することができる。	第1章 総則 (目的) 第1条 この規程は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会会則（以下、「会則」という。）第3章に定める役員の具体的な選任方法について定めるものである。 (選任の原則) 第2条 同窓会運営の基幹を担うことに鑑み、その選任に当たっては、私情にとらわれることなく、同窓会及び母校の発展にとって最も相応しい者が民主的に選任されるよう努めなければならない。 2 役員の選任に当たっては、ダイバーシティ(多様性)の観点から偏りが生じないように努めなければならない。 第2章 役員の選任 (理事) 第3条 理事候補は原則、各年次の卒業生のうちから、男女の区別なく1名ないし2名を選出し、常任理事会に推薦し、理事会において決議し選任する。 2 地域支部の意見を反映させるため、各支部の前支部長1名を理事候補として選出する。ただし、本人が辞退した場合、その枠は欠員とする。なお、初代支部長が就任中の支部にあつては、各支部において支部役員の中から指名した者を理事候補として選出することができる。	

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会役員選任規程 新旧対照表

現行	改正案	備考欄
<u>(追加)</u> (常任理事) <u>第4条</u> 常任理事候補は、理事のうちから選出し、理事会において決議し選任する。 2 前項で選出する理事は、会長が理事の中から推薦した3名以内の者とする。 3 会則第19条に定める委員会を設置した際は、当該委員会の委員長及び副委員長を常任理事候補として選出する。 第3章 雑則 (改廃) <u>第5条</u> この規程の改廃は、常任理事会の議決によるものとする。 附則 1 この規程は、令和 5年10月28日より施行する。 <u>(追加)</u>	(会長) 第4条 会長候補は、正会員のうちから選出し、理事会において決議し選任する。 2 会長候補の選出方法に関する規定は、別にこれを定める。 (常任理事) <u>第5条</u> 常任理事候補は、理事のうちから選出し、理事会において決議し選任する。 2 前項で選出する理事は、会長が理事の中から推薦した3名以内の者とする。 3 会則第19条に定める委員会を設置した際は、当該委員会の委員長及び副委員長を常任理事候補として選出する。 第3章 雑則 (改廃) <u>第6条</u> この規程の改廃は、常任理事会の議決によるものとする。 附則 1 この規程は、令和 5年10月28日より施行する。 <u>2 この規程は、令和 7年 月 日より施行する。</u> (※ 施行日は、別に定める「会長選任規程」の施行日とする。)	(追加) (以降、繰り下げ) (追加)

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会会長選任規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会（以下「本会」という。）会則第9条に定める役員の選出方法のうち、本会役員選任規程第4条の規定に基づき、本会会長候補者（以下「候補者」という。）の選任を公正に行うことを目的とする。

2 選任の方法として、候補者の選挙（信任投票を含む。）により行う。

（選挙管理委員会）

第2条 前条第1項の目的を達成するために、選挙の都度、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（運営）

第3条 候補者の選挙又は信任投票に係る運営は、委員会が統括する。

2 選挙管理委員（以下「委員」という。）は、役員の中から会長が常任理事会の同意を得て委嘱する。

3 委員には、会則第8条第1項第6号に定める監事のうち1名以上を含むものとする。

4 委員会は委員長1名、副委員長1名及び若干名の委員をもって構成し、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

5 現に会長の職にある者は、委員を兼務することはできない。

6 委員の任期は、当選人の決定又は理事会における候補者の選考をもって終わる。

（業務）

第4条 委員会は、次の業務を執行する。

（1）選挙（信任投票を含む。）の運営

（2）選挙に係る公示

（3）立候補に関する届出の受付

（4）投票の立会い及び開票

（5）選挙又は信任投票の結果報告及び広報

（会議）

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会は、会長及び関係役員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の辞任)

第6条 委員が候補者となったときは、委員を辞任しなければならない。

(選考の時期)

第7条 次の各号の一に該当する場合に、候補者の選任を行う。

(1) 会長の任期が満了するとき。

(2) 会長が辞任を申し出たとき。

(3) 会長が職務の執行に堪えないと常任理事会が判断したとき。

2 前項第1号の場合、任期満了の2年1ヶ月以前に、現会長に任期満了後の継続の意向について確認し、退任時には、委員会を設置する。

3 本条第1項第2号及び第3号の場合、その事由が生じたとき、速やかに行う。

(選挙の公示)

第8条 委員会は、選挙に関する必要事項を会員に周知させるため、少なくとも選挙を実施する20日前までに、公示しなければならない。

2 公示方法は、選挙人宛て文書通知、本会会報誌「C h e e r」への掲載、本会ホームページ上への公開などをもって行う。

3 その他選挙に関する事項は、必要に応じて選挙人等に通知の措置を行う。

(候補者の要件)

第9条 会長の候補者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 会則 第6条第2項に規定する正会員であること。

(2) 届出時の4月1日現在、満73才未満の者であること。

(3) 会則に定める任務が全うできる者であること。

(4) 会則 第8条に定める役員に就任する意思がある者であること。

(被選挙人)

第10条 立候補者は、同窓会活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。なお、自薦又は他薦は問わない。

2 立候補者は、所信表明書及び正会員2名以上の推薦書を提出しなければならない。ただし、他薦による立候補者の場合は被推薦者の承諾書を添えなければならない。

3 現会長により指名された者は、所信表明書を提出しなければならない。

4 委員は、推薦者になることができない。

(候補者の届出)

- 第11条 候補者の届出は、委員会が指定する日までに自筆記名の上、郵送または直接、事務局へ届け出るものとする。
- 2 自薦による立候補者は、立候補者本人が、立候補届（第1号様式）、候補者推薦書（第2号様式）及び所信表明書（第4号様式）を届け出るものとする。
- 3 他薦による立候補者は、候補者推薦書（第2号様式）、立候補承諾書（第3号様式）及び所信表明書（第4号様式）を届け出るものとする。
- 4 届出の締め切りは、締め切り当日の午後5時とする。ただし、郵送による場合は、締切日の消印までを有効とする。なお、持参する場合は、事前に事務局に、その旨を連絡したうえで届け出るものとする。
- 5 委員会は締切日までに候補者の届出がないときは、常任理事会に候補者の推薦を仰ぐものとする。

(選挙人)

- 第12条 候補者の選挙又は信任投票に係る選挙人は、本会の理事会構成役員とする。
- 2 選挙人名簿は、同窓会事務局に保管する。

(選挙等)

- 第13条 候補者が定数を超えた場合は、選挙を行う。ただし、候補者が定数の場合は信任投票を行い、出席者の過半数以上の信任をもって決定する。
- 2 選挙人は、委員会が定める投票場所、投票期日及び時間内に、投票用紙の交付を受けて投票するものとする。ただし、委任状による投票は、認めないものとする。
- 3 選挙については、不在投票及び期日前投票を認めない。

(投票の方法)

- 第14条 投票は、候補者の氏名が印字された投票用紙（様式第5号）による択一式、無記名投票とし、選挙人1名につき1投票とする。

(投票の立会い)

- 第15条 委員3名以上は、公正な選挙が実施されるように投票の立会いをしなければならない。
- 2 会長は、必要に応じて常任理事会の同意を得て役員の中から委員以外の立会人を委嘱することができる。

(投票の無効)

第16条 次の各号による投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの。
- (2) 複数の候補者に○印を記入したもの。
- (3) ○印以外の記号等を記入したもの。
- (4) ○印が著しく枠外にはみだしているもの。
- (5) 投票用紙に何ら記載のないもの。
- (6) 委員長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの。

(開票)

第17条 開票は、委員会が行う。

- 2 立候補者及び推薦人は、開票に立ち会うことができる。

(開票結果)

第18条 有効投票の過半数を得たものを当選人とする。

- 2 得票数がいずれの候補者も過半数に満たない場合は、得票数の最上位者と次位者による決選投票を行う。
- 3 決選投票の結果、最多得票者を当選人とする。ただし、得票数が同一の場合は、抽選により当選人を決定する。

(選挙結果の報告義務)

第19条 委員会は、選挙結果を直ちに会員に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、選挙人宛て文書通知、本会会報誌「C h e e r」への掲載、本会ホームページ上への公開などをもって行う。

(疑義の対応)

第20条 この規程の運用又は解釈に疑義が生じたときは、委員会及び常任理事会が対応し、決定するものとする。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は常任理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 この規程は、令和 7年 月 日より施行する。

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会 会長立候補届

令和 年 月 日

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会
会長 様

私は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会会長候補選挙に立候補いたしますので、立候補届出用紙（第1号様式）、候補者推薦書（第2号様式）および経歴・所信等を記載した用紙（第4号様式）を添えてお届けいたします。

立候補者	氏 名	印		
	生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日生（満 歳）	性別	
	現 住 所	〒 電 話 番 号 メールアドレス		
	卒 業 年 月	昭和 平成 令和 年 月 学部卒業（修了）		

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2. 本様式は、楷書で正確に自署すること。
3. 現住所は、省略することなく記載すること。
4. 電話番号は、自宅または携帯電話とし、連絡がつく番号を記載すること。
5. メールアドレスは、事務局等からの連絡がつくアドレスを記載すること。

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会 会長候補者推薦書

令和 年 月 日

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会
会長 様

私は、次の者を京都学園大学・京都先端科学大学同窓会会長候補に推薦いたします。

被推薦者氏名				
推 薦 者	氏 名	印		
	生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日生	性別	
	現 住 所	〒 電 話 番 号 メールアドレス		
	卒 業 年 月	昭和 平成 令和 年 月	学部卒業（修了）	
	推 薦 理 由			

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2. 本様式は、楷書で正確に自署すること。
3. 現住所は、省略することなく記載すること。
4. 電話番号は、自宅または携帯電話とし、連絡がつく番号を記載すること。
5. メールアドレスは、事務局等からの連絡がつくアドレスを記載すること。
6. 本様式は、正会員2名分以上を添えて提出すること。

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会 会長立候補承諾書

令和 年 月 日

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会
会長 様

私は、京都学園大学・京都先端科学大学同窓会会長候補選挙に候補者として推薦を受ける事を承諾し、立候補いたします。

立候補者	氏 名	印		
	生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日生 (満 歳)	性別	
	現 住 所	〒 電 話 番 号 メールアドレス		
	卒 業 年 月	昭和 平成 令和 年 月	学部卒業 (修了)	
推 薦 者 氏 名		以上、 名		

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2. 本様式は、楷書で正確に自署すること。
3. 現住所は、省略することなく記載すること。
4. 電話番号は、自宅または携帯電話とし、連絡がつく番号を記載すること。
5. メールアドレスは、事務局等からの連絡がつくアドレスを記載すること。
6. 推薦者氏名は、推薦者全員の氏名及び人数を記載すること。

京都学園大学・京都先端科学大学同窓会 会長立候補所信表明書

ふりがな	
氏 名	
卒業学部 卒業年月	学部 卒業（修了） 昭和・平成 令和 年 月 卒業（修了）

写真貼付 4 cm×3 cm

1. 同窓会活動歴

--

2. 同窓会以外での社会活動歴（職歴・地域活動等）

--

3. 学生時代の活動歴（演習・課外活動等）

--

(資料 03)

4. 所信

[illegible]

- (注) 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
2. 本様式は、楷書で正確に自署すること。
3. 貼付する写真は、以下のものとする。
- (1) 3ヶ月以内に撮影したもの。
 - (2) 顔全体から胸の上部まで写っているもの。
 - (3) 無帽、正面、無背景のもの。
 - (4) カラー写真であるもの。(モノクロ写真は不可)

(資料 04)

(第 5 号様式)

					○をつける欄	令和●●年●●月 京都学園大学・京都先端科学大学同窓会 会長候補選挙 こうほしやしめい 候補者氏名
					立候補種別	
			☐ ☐ ☐ ☐ かくかく かくかく	☐ ☐ ☐ ☐ まるまる まるまる		

- (注) 1. 立候補種別の欄は、「自薦」「他薦」「会長」の別を記載する。
2. 投票しようとする候補者 1 人について、その氏名の上の○をつける欄に○をつけること。
3. ○のほかは何も書かないこと。